

令和7年度 伊豆市立熊坂小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめに対する考え方

どの学校でも、どの子にもいじめは起こり得る
いじめを絶対に許さない学校づくりを行う
いじめの兆候の把握と迅速な対応を徹底する

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

3 児童の実態

- 明るく元気がよい。
- 異学年の子どもと仲良く関わり合うことができる。
- 正しい判断をして行動することが苦手である。
- 人と同じであることに安心し、違いを認めることが苦手である。
- 自分の気持ちを上手に表現できない（伝えられない）子もいる。

4 いじめの未然防止

（１）学校体制での取組

- ア 学校教育目標を「気づき 考え やりぬく子」、重点目標を「自ら行動する子」とし、主体性と思いやりを育む。
- イ 道徳教育の充実
児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 人権教育の充実
人権教育全体計画に基づき、温かい人間関係の構築を図る。
- エ 日常の子どもに寄り添った指導
子どもとの対話、日記指導等を通して、子どもの小さな変化を見逃さない。
- オ 教職員の資質向上
 - ・ いじめは、いつでもどこでも誰にでも起こりうるという意識を全員がもつ。
※子どもたちをよく観察し、些細な変化も見逃さないようにする。
 - ・ 職員会議や「子どもを語る会」で、児童の実態を話し合い、必要に応じて事例研究を行う。
 - ・ 生徒指導の機能を生かした授業づくり。
 - ・ 教育相談の状況を共有して、全校体制でいじめに対応する。

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

ア 相手を尊重し合う集団づくり

- ・地区、学年、児童会によるあいさつ運動を行う。
- ・友達を呼ぶときは、「さん」付けをする。
- ・やさしい言葉遣いで友達と接する。
- ・相手の目を見て、最後まで話を聞く。
- ・「キラッとさん」活動を通じて、友達の良さを見付ける。

イ 正しい判断力を養い、自己決定する場の設定

- ・授業において、自分の考えをもつ。
- ・問題が起きたときに、自分たちで話し合っ解決していく。

ウ 教育相談週間の設定

- ・教育相談週間を設けて、個別に話す時間を作っていく。

エ 縦割り活動の充実

- ・運動会などの学校行事や清掃などの日常活動に縦割りグループで取組み、他学年に進んで関わる。
- ・誰もが楽しめる縦割り遊びを計画的に行う。

(3) 保護者や地域への啓発

ア 保護者からの情報の提供

懇談会などで児童の人間関係について話題にし、いじめに関する情報を得る。

イ 道徳授業の公開

授業参観日に、学年で道徳の授業の公開を推奨する。

ウ 地域との連携

- ・「学校運営協議会（CS 推進委員会）」や「民生委員と語る会」などを通して、地域での子ども様子を知り、連携体制をつくる。
- ・運動会などの学校行事や日々の授業に地域の方を招き、児童との交流の場を設定する。また、学校を開き、地域全体で子どもを見守る体制をつくる。

5 いじめの早期発見のための措置

(1) 児童への定期的な調査と相談

〔通 年〕・・・全児童に対してアンケート調査を実施し、担任が教育相談を行う。

- ・必要に応じて、全職員が相談に当たる。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの訪問時に、様子を見ていただく。

(2) 保護者への情報提供

- ・年間を通して、希望する保護者と教育相談を行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの訪問日を知らせ、相談窓口を設ける。

(3) 教職員による観察や情報の共有

- ・チェックリストを基に、子どもの様子を観察する。
- ・日常的に子どもの話ができる職員室の雰囲気作りをする。
- ・教職員による職員会議や「子どもを語る会」などで、情報交換や情報共有を行う。

(4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ・学活、総合的な学習の時間、道徳を中心に全教育活動を通して、情報モラルを指導する。また、保護者に対して、学校だより、学級だより、長期休業のおたより等で、啓発をする。

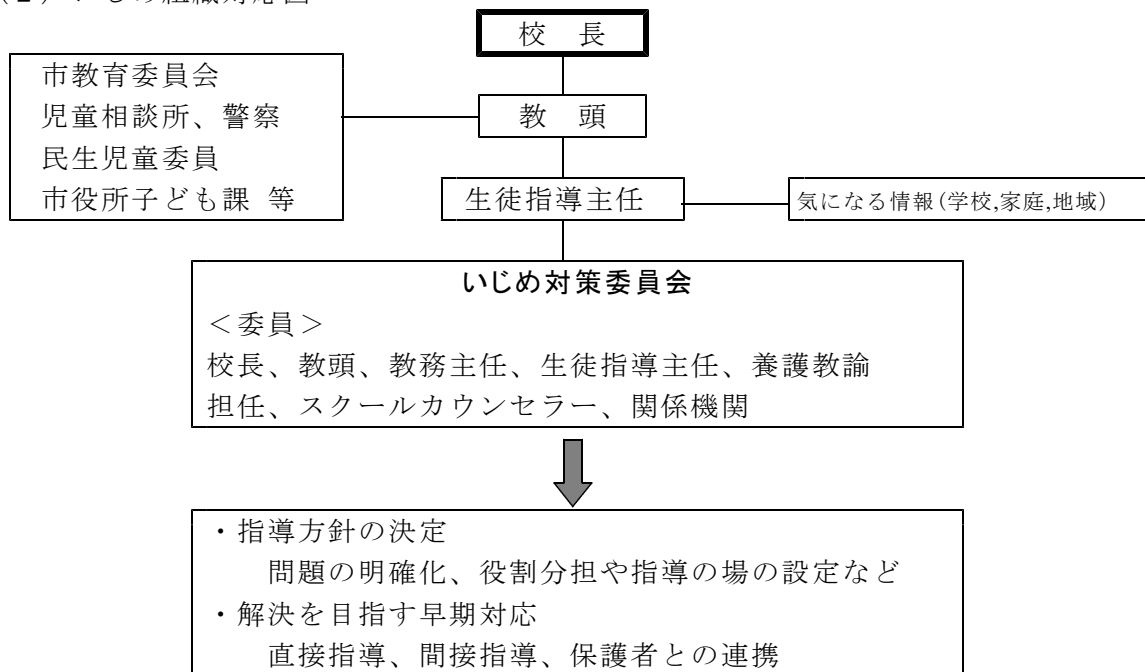
6 いじめの早期対応のための措置

- ・校長を中心として、学校・家庭・地域が連携を図り、一体となった教育活動を推進する。
- ・校長を中心としたいじめ問題への効果的な対応組織を確立する。

(1) いじめ対策委員会の設置

いじめ対策委員会を設置し、いじめが発覚したら、校長の指示の基、速やかに委員を招集する。

(2) いじめ組織対応図



(3) いじめ対策委員会の決定を受けた具体的措置

- ア 情報の収集と分析
アンケート調査、聞き取り調査等により、正確な情報の収集と分析を行う。
- イ 情報の共有化
指導方針の共通理解を図る。
- ウ 関係児童、集団への指導
個別への対応、集団への対応を丁寧に行う。
- エ 家庭・地域・外部関係機関との連携
家庭・地域・関係機関等への報告・連絡・相談を行う。

(4) いじめに対する事後措置

- ・再発防止のため組織を活用する。
- ・必要に応じて、専門家の協力を得る。
- ・安心して学習を受けられるようにする。
- ・いじめを受けた子の保護者といじめた子の保護者との間で争いが起きないように、保護者と情報を共有する。

(5) 重大事態への対処

- ・設置者の判断の基、組織を設け、調査を行う。
- ・学校は、設置者の指導および支援を受ける。

(6) インターネット上におけるいじめに対する対策

- ・掲示板等への書き込みが原因の場合は、内容を確認し、教育委員会・警察など関係機関と連携しながら、掲示板管理者等へ書き込みの早急な削除を働きかける。
- ・SNS を通じたやりとりが原因の場合は、いじめられている児童の生命、身体、財産への被害を最小限にするために、情報の拡散を食い止める施策を協議する。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

記入日 年 月 日 ()

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
- ☐ おどおどしている
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ☐ にやにや、へらへらしている
- ☐ 表情が暗く、元気がない
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる

◎授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員の近くにいたがる

◎昼食時

- ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食べ物にいたずらされる

◎清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

◎その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする